

鶴岡市学校給食センターPFI導入可能性調査業務委託仕様書

1 委託名称

鶴岡市学校給食センターPFI導入可能性調査業務

2 業務の目的

本業務は、新たに建設する学校給食センターの施設整備の方向性について検討の上、基本計画の策定を支援するとともに、民間の資金や改築・運営ノウハウを活用する手法の導入可能性を調査し、最適な整備手法について検討することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 計画施設概要

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 建設候補地 | 鶴岡市内 現在地周辺エリア |
| (2) 敷地面積 | 7,000㎡以上 |
| (3) 延床面積 | 3,850㎡程度（炊飯なしの場合は3,500㎡程度） |
| (4) 想定給食数 | 7,000食 |
| (5) 供用開始 | 令和11年4月予定 |

5 業務の実施

- (1) 本業務の受託者（以下「受託者」という。）は、業務の実施にあたっては、市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ市の承認を得ること。
- (4) 受託者は、本業務の進捗に関して、市に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務中に知り得た内容について、第三者に漏えいしないこと。
- (6) 業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6 業務着手に係る提出書類

受託者は、契約締結後7日以内に以下の書類を作成のうえ市に提出し、その承認を得ること。

また、これらの変更又は追加についても同様とする。

- (1) 業務計画書
- (2) 委託業務着手届
- (3) 委託業務工程表（打合せ計画を含む）
- (4) 業務実施体制及び組織図
- (5) 現場代理人（管理技術者）届（経歴書添付）
- (6) その他発注者が必要とする書類

7 配置技術者

配置技術者は、受注者が提出した本業務の公募型プロポーザルの参加申込書に記述

した配置予定技術者でなければならない。

8 著作権等

- (1) 受託者は、著作権法に基づく権利処理が必要なものを使用する際は、適時その処理を行うこと。
- (2) 本業務委託に係る成果物の著作権は、納入時に市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、著作権法第21条から第28条までに規定する権利を当該著作物の引き渡し時に無償で譲渡するものとする。

9 業務内容

(1) 基本計画策定に係るデータ整理

ア 前提条件の整理

昨今の学校給食を取り巻く情勢や調理能力、施設及び設備の状況、学校給食提供数の推移などの状況を踏まえ、鶴岡市学校給食センターの運営に係る課題を示すとともに、施設の整備の必要性を示す。

また、施設規模算定の基礎情報となる学校給食提供数の将来推計等について整理を行う。

イ 基本方針の整理

学校給食センター整備基本構想に沿って、今後の施設整備及び運営の方針について基本方針を整理する。

ウ 導入機能・規模・運営内容の検討

整備後の学校給食センターに必要となる機能・規模・運営内容等を検討する。学校給食施設に求められる機能に関し、調理機能（給食数、アレルギー対応、施設ライン、喫食までの時間等）、施設機能（環境負荷低減機能、施設や設備の長寿命化対策等）、食育機能、情報発信機能等について整理を行う。

エ 建設候補地の状況把握

建設候補地の状況などを把握し、都市計画法や建築基準法などの法的条件や周辺環境の影響など想定される問題点について抽出し、整理を行う。

オ 配置計画・建設計画の作成

建設候補地の建設条件を踏まえた上で、給食配食数から調理場（建屋）や駐車場等の配置を検討し、整備後の学校給食センターの平面図、調理機器配置図等に関するモデルプランの作成を行う。

(2) P F I 導入可能性調査

ア 前提条件の確認

学校給食センターの整備運営を行うに当たり最適な事業手法の検討の前提条件として、官民連携手法等の導入に関する法令等に基づく制度や予算措置方法等の内容及び課題を整理する。

イ 事業手法の検討

本事業に適用可能性のある事業手法を検討する。

ウ 事業範囲及び事業スキームの検討

本事業の実施にあたり想定される業務内容を抽出し、各事業手法における市と民間事業者との役割分担を検討する。その上で、事業スキームとして次の(ア)から(オ)までの内容について検討する。

(ア) 事業方式

従来型の直営方式と民間委託を含む官民連携による事業手法（P F I方式）：

- BOT、BTO、BTMほか) また、従来型の事業においても多様な発注契約方式(DB、DBOほか)のメリット・デメリットを検討して比較する。
- (イ) 事業類型(サービス購入型、ジョイントベンチャー型、独立採算型等)
 - (ウ) 事業範囲、事業期間及び事業スケジュール
 - (エ) 資金調達方法
 - (オ) 官民リスク分担(想定されるリスク)

エ 概算事業費とVFMの算定

本事業について、従来の手法と導入可能性のある官民連携手法で実施した場合の市の財政負担の見込額をそれぞれ算出し、VFM(Value For Money)を算定する。

オ 民間事業者の事業参画意向等調査

本事業に対する最適な事業手法導入に関する民間事業者の意見や参画意欲をアンケートやヒアリングにより調査、分析し、民間事業者等の参画可能性を把握するとともに、「(ウ) 事業範囲、事業期間及び事業スケジュール」の検討へ反映する。

カ 総合評価及び課題の整理

アからオまでの検討、調査の結果を踏まえ、本事業における最適な事業手法について総合的に評価するとともに、事業範囲及び事業スキームを確定する。また、最適な事業手法を導入する場合の課題について整理し、その対応策等を検討する。

(3) 本業務に関する会議等の資料作成及び運営支援

「鶴岡市学校給食センター整備庁内検討会議」等の開催を今年度内に4回程度予定していることから、資料提供及び当該会議への出席その他の運営支援を行うこと。

10 協議・打ち合せ

主要な協議、打ち合わせは5回(初回時、中間時(3回、オンライン含む)、成果品納入時)程度とし、その他必要と認められる場合に打ち合わせを行う。その内容については、受託者がその都度記録し、市の確認を得ること。

11 検査

- (1) 9に掲げる業務が完了したときは、委託業務完了届を提出するとともに、それぞれに係る成果品を提出し、市の検査を受けること。
- (2) 業務完了期限前であっても、市があらかじめ成果品の提出期限を指定したときは、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、市の検査を受けること。

12 成果品

- (1) PFI導入可能性調査報告書
A4版、縦型、横書き、カラー刷り、左綴じ、簡易製本 各10部
- (2) PFI導入可能性調査報告書【概要版】
A3版、横型、横書き、簡易製本 各50部
- (3) 上記成果品の電子データ(CD-R) 一式
- (4) 留意事項
 - ① 紙媒体の成果品については、環境に配慮した印刷物とすること。
 - ② 電子媒体の記録形式は、閲覧及び編集が行える形式とし、別途協議によること。
 - ③ 成果品の所有権については、全て市に属するものとし、公表してはならない。

13 担当部署

鶴岡市学校給食センター

住 所 : 〒997-0841 山形県鶴岡市白山字西野 148-1

TEL : (0235) 22-0411

FAX : (0235) 22-0181

E-mail : tgkc@city.tsuruoka.yamagata.jp